鹿児島市都市計画審議会議事運営細則の運用方針(案)

る。

(平成22年10月18日開催第41回鹿児島市都市計画審議会において認められたもの)

議事運営細則

運用方針

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島市都市計画 審議会条例(平成12年条例第28 号。以下「条例」という。) 第8条の 規定に基づき、鹿児島市都市計画審議 会(以下「審議会」という。)の運営 に関し、必要な事項を定めるものとす る。

(会議)

- 第2条 会長は、やむを得ない場合のほ か、会議の5日前までに会議の日時、 場所及び付議事項について委員及び議 事に関係のある臨時委員に通知しなけ ればならない。
- 2 会議は原則として公開とする。ただ し、会長は、必要と認めるときは、出 席した委員の3分の2以上の賛成によ り非公開とすることができる。
- 3 会長は、傍聴人が議事の妨害となる 言動をしたときは、当該傍聴人に対 し、退場を命ずることができる。

(1) 平成13年4月1日改正

(2) 傍聴者へは、議案書と意見書要旨(個人情報を記号化 したもの)のみ配布

(1) 条例第5条により、審議会の開催通知は会長が行う。

(2) 委員への開催通知及び議案書は郵送することができ

郵送先については事前に各委員に届け出ていただく。

- (3) 非公開と決定された場合も、希望者には議案書を配布
- (4) 審議会の開催について、市政記者クラブに通知(25部)し、都市計画課のホームページと市政掲示板に掲載
- (5) 審議中の写真撮影・録画・録音の禁止 (頭撮りは認め る。)
- (6) 傍聴者は抽選により10名とする(報道機関は別)。
- (7) 審議冒頭で、案件毎に、会長が審議会に諮る。

【非公開とする場合】

- (1) 採決に及ぶ場合
- (2) 個人情報の記号化が困難な議案を審議する場合
- 第3条 条例第2条第1項第3号及び第 4号の委員並びに行政機関の職員であ る臨時委員は、やむを得ない事情があ る場合は、委任状を付与して代理者を

出席させることができる。

- (1) 第3号委員「関係行政機関の職員」、第4号委員「鹿 児島県の職員」については、各行政機関の職において任 命した委員であるので、代理出席を認める。
- (2) 代理出席の場合、代理出席者の職・氏名を、会議の少 なくとも3日前までに、事務局(都市計画課)に連絡を いただく(電話、ファックス可)。
- (3) 委任状は8ページの様式とする。
- (4) 委任状は、当日までに事務局(都市計画課)に提出し ていただく。

(欠席)

(代理出席)

第4条 委員及び臨時委員は、招集を受 けた場合において事故のため出席でき ないときは、あらかじめその旨を会長 に申し出なければならない。

(専門委員)

- (1) 会議の少なくとも3日前までに事務局(都市計画課) に連絡をいただく(電話、ファックス可)。
- 第5条 専門委員は、会議に出席し、会 │(1) 条例第3条第3項により、専門委員は市長が任命し

長の許可を得て、又は会長の求めに応 じて意見を述べ、又は説明することが できる。

(委員、臨時委員及び専門委員以外の 出席)

第6条 会長は、必要があると認めると きは、委員、臨時委員及び専門委員以 外の者を会議に出席させて、意見を述 べさせ、又は説明させることができ る。

(議事録)

- 第7条 審議会の会議については、議事 録を作成するものとする。
- 2 議事録には、次の事項を記載するも のとする。
 - (1) 議案名
 - (2) 審議会の日時及び場所
 - (3) 出席した委員の氏名
 - (4) 議事の内容
- 3 会長は、議事に先立ち、議事録署名 委員2名を指名するものとする。

(都市計画評価小委員会)

- 第8条 都市計画法第21条の2の規定 に基づく都市計画決定等の提案につい て審議するため、都市計画提案評価小 委員会(以下「小委員会」という。) を設置するものとする。
- 2 小委員会は、6人以内の委員をもっ て組織する。
- 3 小委員会の委員は、条例第2条第1 項第1号に規定する学識経験のある者 の中から会長が審議会に諮って定め る。

(雑則)

要なものは、会長が定める。

付 則

この細則は、平成12年6月26日か ら施行する。

付 則

この細則は、平成13年4月1日から 施行する。

付 則

この細則は、平成19年5月15日か ら施行する。

会長が出席を求める。

- (1) 議案説明員は、議案提出課担当部長及び担当課長とす
- (2) 審議会の要請により、議案関係者を招請して説明を求 めることができる。
- (1) 議事録の開示請求があれば「鹿児島市情報公開条例」 に基づき公開するが、個人情報は非公開(情報公開条例 第7条第2号)とする。

ただし、会議を非公開とした場合はこの限りでない。

- (2) 委員名簿の公開について
 - ① 住所・電話・年齢は非公開
 - ② 肩書は公開

第9条 この細則に定めのない事項で必 | (1) 具体的な運営に関し、審議会の場で協議していただき 定める。